

納期内納付にご協力ください

口座振替・コンビニ収納をおすすめします！

■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115

納税 Q&A

税に関する質問やご相談にお答えします。
納税相談はいつでも受け付けていますので、ご相談ください。

Q 税金の納期がわかりません。教えてください。

A 税金の種類によって、納付する月が違います。納期を確認して納付ください。

Q 私は税金の納期をうっかり忘れてしまうことがあります。忘れない何か良い方法はありませんか。

A 口座振替が一番確実です。現金を持ち歩かなくて良いですし、納期限を気にせずに自動的に納付でき、忙しい方や留守がちの方などには特に便利です。毎月25日が振替日となっています。ぜひ口座振替をご利用ください。申込用紙（口座振替依頼書）は、金融機関や市役所税務課の窓口にあります。

Q 毎日仕事が忙しく、夜遅く帰宅するので、金融機関や市役所にはなかなか行く暇がありません。どうしたら良いですか。

A 市は、納税しやすい環境づくりの一環で、昨年4月からコンビニでの収納を始めました。24時間納付できますのでご利用ください。ただし、納付書一枚あたりの金額が30万円を越えるときや、納付書の納付金額を訂正したもの、納付書の納期限が過ぎたものなどはコンビニでは納付できません。

Q 現在、税金を滞納していますが差押えられるのでしょうか。

A 法律（国税徴収法）に、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差押えなければならない」と定められています。

納付や納税相談がまったくなく、滞納が続くような場合は、税の公平負担の観点から預貯金や給与、不動産等の差押えを行います。一括納付が難しい場合は分割納付のご相談もお受けしています。

■税金を納める月

市県民税	6月、8月、10月、1月
固定資産税	5月、7月、12月、2月
軽自動車税	5月
国民健康保険税	6月から3月まで毎月

■納税には「口座振替」が便利で確実です

口座振替できる税金の種類は

市県民税（普通徴収）、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税

口座振替が利用できる金融機関は

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、九州労働金庫、
佐賀東信用組合、佐賀県農業協同組合、
ゆうちょ銀行

申し込み方法は

上記金融機関の窓口および税務課窓口へ備え付けの申込用紙（口座振替依頼書）に必要事項を記載の上、ご提出ください。

手続きに必要なものは

預金通帳または貯金通帳
通帳の届出印
市税・国保税などの納税通知書

■コンビニでも納税できます

コンビニで納付できる税金の種類は

市県民税（普通徴収）、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税

税金を納付できるコンビニは

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、
デイリーヤマザキ、ミニストップなど多
久市と提携するコンビニ。全国どこでも納付
できます。

コンビニで納める際に必要なものは

当初、市が発送した納付書や督促状。ただし、
バーコードが印字されたものしか使用できま
せん。

次の場合、コンビニで納付できません

- ・納付書1枚あたりの金額が30万円をこえるとき
- ・破損、汚損してバーコードが読み取れないとき
- ・納付金額を訂正したもの
- ・納付書にバーコードが印字されていないもの
- ・納付期限を過ぎたもの



みなさんに納めていただいた税金は教育や福祉、衛生、農林、商工、道路・河川の整備などの行政サービスに活用されています。税はみんながお互いを支えあっていくためになくてはならない「社会の会費」です。
納税にご理解とご協力をお願いします。